

## 4月から立科町不妊治療補助事業を開始します 環境保健係

不妊治療を受けているご夫婦に対し、

治療に要する経費を助成する事業を開始します

### 助成を受け ることができる方

助成金の交付申請をした日の1年以上前から継続して立科町に双方の住所がある法律上のご夫婦で、双方に町税ほか町徴収金の滞納が無い方が対象です。

### 助成の対象と なる不妊治療

不妊治療のうち保険適用外の人工受精・体外受精・顕微授精の治療費が対象です。ただし、「長野県不妊治療費助成事業実施要綱」の規定に基づき交付を受けた金額は除きます。

### 助成金の額等

対象経費の10分の7以内の額。ただし、1年度あたり30万円を限度とします。  
助成は、同一の夫婦に対して5年度とします。

### 申請の仕方

助成を受けようとする夫婦は、「立科町不妊治療費助成金交付申請書」に次の書類を添えて、不妊治療が終了した日の属する年度の3月31日までに役場町民課環境保健係へ提出してください。

- ① 医療機関が証明した「不妊治療実施証明書」（役場窓口に設置）
- ② 医療機関が発行する不妊治療にかかる領収書
- ③ 県発行の不妊治療費助成金交付決定通知書（県の助成を超えた金額を申請する方）
- ④ その他町長が必要と認める書類

平成25年4月から

## 「障害者自立支援法」が改正され、 難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります 福祉係

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

### 対象者

対象となる疾患は130疾患あります。（福祉係にお問い合わせください。）

### 手続き

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、福祉係に支給を申請してください。

その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

## 家庭介護者の会「ひまわりの会」へのお誘い

福祉係

立科町では、自宅で介護している介護者の皆様が集い、助け合い、学びあいを深めていくために家庭介護者の会「ひまわりの会」として活動しております。

主な活動の内容は

- 交流会……お茶会、忘年会等
- 介護者の健康……健康体操・レクリエーション教室等
- 慰労、リフレッシュ……マレットゴルフ、旅行等

おしゃべりを通してストレスを解消したり、より良い介護法、自分自身の健康管理等々、一緒に参加してみませんか。皆様のご入会をお待ちしております。

申込方法

- 入会条件 自宅で介護されている立科町の皆さん
- 年会費 1,000円（※事業によっては、年会費以外に一部負担金をいただく場合がございます。）
- お申し込み先 立科町役場 町民課内 立科町地域包括支援センター  
電話 56-2311、有線 4503まで、ご連絡ください。